第十七号の二、第十七号の十、第二十一号、第二十五号及び第十一号の二	二十七万円
第十七号の三、第十七号の十一、第二十二号、第二十六号及び第九十一号の二	二十七万円
（略）	（略）
第三十九号、第四十号及び第四十三号	十八万七千円
第八十八号の三及び第九十一号の二	二十七万円
四　（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年九月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定のうち専ら乗用の用に供する自動車に備えるタイヤ空気圧監視装置に係るものは、令和四年七月五日までの間は、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年七月五日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定のうち貨物の運送の用に供する自動車に備えるタイヤ空気圧監視装置に係るものは、令和六年七月五日までの間は、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

6　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

7　旧規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

8　旧規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省令第六十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表第二（第一条関係）	
地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

改正前	
別表第二（第一条関係）	
地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

第十七号の二、第十七号の十、第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第十七号の三、第十七号の十一、第二十二号及び第二十六号	二十七万円
（略）	（略）
第三十九号、第四十号及び第四十三号	十八万七千円
四　（略）	